

事業主様
 健保事務担当者様

健保組合からのお知らせ

◆◆◆ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について ◆◆◆

平成 28 年 10 月から、被保険者数が常時 500 人を超える事業所に勤務し、一定要件に該当する短時間労働者は、社会保険への加入が義務化されておりますが、令和 4 年 10 月からは、被保険者数が常時 100 人を超える事業所に勤務する短時間労働者も加入が義務化となります。

また、短時間労働者の適用条件も、次のとおり一部改正されますのでお知らせいたします。

短時間労働者の適用要件(すべてに該当する場合は被保険者となる)

区分	要件	現行	令和4年10月～	令和6年10月～
事業所	規模	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人超
短時間 労働者	勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み	
	労働時間	1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること		
	賃金	月額が 88,000 円以上であること		
	適用除外	学生でないこと		

<参考> 被保険者資格の取得基準

- 4分の3基準

1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上である方は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

- 短時間労働者

4分の3基準を満たさない方で、上記「短時間労働者の該当要件」のすべてを満たす方は、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

◆◆◆ 標準報酬月額の設定に関する特例措置の期間延長について ◆◆◆

令和3年8月から令和4年3月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方について、標準報酬月額の決定に関する特例措置を講じておりますが、現下の状況を踏まえて、特例措置の期間を令和4年6月まで延長することとなりました。

ただし、令和3年8月から令和4年6月までを急減月とする届出は、1回限りとなりますので、既に令和3年8月から令和4年3月までを急減月とする届出をしている場合は、令和4年4月から同年6月までを急減月とする届出はできません。

受付期間

令和4年1月から同年3月までを急減月とする届出……令和4年5月31日まで
令和4年4月から同年6月までを急減月とする届出……令和4年8月31日まで
※ 月額変更届は当組合のホームページ「書式ダウンロード」から印刷してください。

Q&A

Q 今回延長となった令和4年4月から令和4年6月までを急減月とした特例改定は、どのような要件に該当した方が対象になりますか。

A 令和4年3月までを急減月とした特例改定の対象と同様に、次のいずれにも該当する被保険者が対象となります。(急減月又は改定月が資格喪失した月に該当する方は対象に含まれません。)

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業させたことにより、報酬が著しく低下した月(急減月)が生じた方であること
- ② 急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下している方であること
- ③ 本特例改定による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること

※ 令和3年8月から令和4年6月までを急減月とする届出は、1回限り可能です。

※ 通常の随時改定の場合とは異なり、急減月に固定的賃金(日給等の単価)の変動があったか否かは問いません。また、給与計算の基礎日数(17日以上)についても、事業主からの休業命令や自宅待機指示などがあり、その間、使用関係が継続していれば、賃金の支払状況にかかわらず、休業した日を報酬支払の基礎となった日数として取り扱って差し支えありません。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください

観光産業健康保険組合 業務課 TEL03-3662-3102